



1人に1つ。マイナンバー

<入門編 その2>

前月号（5月号）では、「マイナンバーってなに?」「3つのメリット」「今後のスケジュール」の3点について説明しました。

今回は、皆さんが疑問に思うことや不安な点についての解説や、来年1月から交付が始まる「個人番号カード」について説明します。

～なんでもQ&A～

Q マイナンバーが届いたら、どうすればいいの？

今年10月から郵送されるマイナンバーを通知する通知カード。これは、窓口で各種申請を行う時に、マイナンバーを確認する大切なものです。そして、原則生涯同じ番号を使います。

大切に保管してください。



Q マイナンバーはどんな時に利用するの？

年金や医療保険、雇用保険などの手続きや生活保護・福祉の給付、確定申告の手続きなどで利用されます。また会社などが個人に代わって手続きを行う場合は、勤務先や金融機関でマイナンバーの提出を求められることがあります。

Q よく「国が個人情報を一元管理する」と言われますが、本当？

違います。個人情報の管理は今までどおり各機関で行い、必要な情報を必要な時だけやりとりする仕組みとなっています。個人情報がまとめて漏れるようなことはありません。

Q アメリカや韓国のように、成りすましが増えたりしない？

海外での成りすましは、マイナンバーを民間などで幅広く利用したためと考えられます。日本では、利用範囲や本人確認の方法について厳格に規定し、罰則を強化しています。

～個人番号カード～



- ・マイナンバーが通知（平成27年10月）された後に市へ申請すると、個人番号カードが交付されます。
- ・カードのICチップに搭載された電子証明書を使ってe-Taxなどの電子申請等が行えます。
- ・住基カードは有効期限内まで利用できますが、個人番号カードと両方持つことはできません。

*カードに記録されるのは、氏名・住所・個人番号のほか、電子証明書などに限られ、所得などの情報は記録されません。

■問い合わせ■ 企画政策課 企画政策グループ ☎52-1111（内線309）